

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	整理番号



政府統計

統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報
の秘密の保護に
万全を期します。

食品流通段階別価格形成調査 青果物小売段階調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の目的のみに使用するもので、課税など統計以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇オンライン調査も可能です。

- 平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の1年間の状況を記入してください。なお、調査対象期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間（暦年や決算期間）としてください。
- 記入に当たっては、同封の「調査票の記入の仕方」を参考にしてください。
- オンラインで回答される場合は、同封の「オンライン調査システム操作ガイド」にしたがって回答してください。
- 金額については、消費税を含んだ金額に統一して記入してください。決算書等が消費税を除いた金額で記入されている等の理由により、消費税を含む金額が記入できない場合は、消費税を除いた金額に統一して記入してください。また、その扱いについては次の該当する項目にを入れてください。

消費税込み 消費税抜き

- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて__月__日までに投函してください。
- 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。調査及び調査票の記入に当たってご不明な点等がありましたら、以下までご連絡ください。

【問合せ先】

◆記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者	担当部署
_____	_____

◆法人の方は、法人番号(13桁)の記入をお願いします。

法人番号(13桁)

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号(13桁)の記入をお願いします。

個人のマイナンバー(12桁)を誤って記入しないようにご注意ください。

設問1は「Aタイプ」又は「Bタイプ」のどちらか記入しやすい方を選択し記入してください。

Aタイプ

1 年間仕入金額及び代表的な荷姿1つ当たりの仕入価格に対する販売価格等

(1) 平成29年度に取り扱った国産の生鮮青果物の年間仕入金額を記入してください。

		年間仕入金額(買掛金を含む。)						
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万
青果物計	101							0,000円

- ◆ 単位未満は切り上げて記入してください。
- ◆ 「年間仕入金額」には、翌決算期間に繰り越した商品は除き、前決算期間から繰り入れた商品は含めて記入してください。

(2) 平成29年度の年間仕入金額における品目別の割合を記入してください。

また、平成29年度に取り扱った国産の生鮮青果物に関して、品目ごとに代表的な荷姿を設定し、その荷姿1つ当たりの平均的な仕入価格及び販売価格を記入してください。

品目名	年間仕入金額 の品目別割合	荷姿	仕入価格					販売価格				
			十 万	万	千	百	十 一	十 万	万	千	百	十 一
(記入例) だいこん	10%	10kg箱	1	4	5	0	円	2	0	0	0	円
(記入例) レタス	5%	通いコンテナ	2	0	0	0	円	3	2	0	0	円
青果物計	100%						円					円
野	だいこん 102						円					円
	にんじん 103						円					円
	はくさい 104						円					円
	キャベツ 105						円					円
	ほうれんそう 106						円					円
	ねぎ 107						円					円
	なす 108						円					円
	トマト 109						円					円
	きゅうり 110						円					円
	ピーマン 111						円					円
菜	さといも 112						円					円
	たまねぎ 113						円					円
	レタス 114						円					円
	ばれいしょ 115						円					円
果実	みかん 116						円					円
	りんご 117						円					円
その他の青果物 118												

4 ページの設問 2 へお進みください。

Bタイプ

1 年間仕入金額及び年間販売金額等

(1) 平成29年度に取り扱った**国産の生鮮青果物**の年間仕入金額を記入してください。

		年間仕入金額(買掛金を含む。)						
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万
青果物計	201							0,000円

- ◆ 単位未満は切り上げて記入してください。
- ◆ 「年間仕入金額」には、翌決算期間に繰り越した商品は除き、前決算期間から繰り入れた商品は含めて記入してください。

(2) 平成29年度に**国産の生鮮青果物**として、取り扱った品目について年間仕入金額及び年間販売金額を記入してください。

品目名		年間仕入金額(買掛金を含む。)							年間販売金額(売掛金を含む。)						
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	百億	十億	億	千万	百万	十万	万
野	だいこん	202						0,000円							0,000円
	にんじん	203						0,000円							0,000円
	はくさい	204						0,000円							0,000円
	キャベツ	205						0,000円							0,000円
	ほうれんそう	206						0,000円							0,000円
	ねぎ	207						0,000円							0,000円
	なす	208						0,000円							0,000円
	トマト	209						0,000円							0,000円
	きゅうり	210						0,000円							0,000円
	ピーマン	211						0,000円							0,000円
菜	さといも	212						0,000円							0,000円
	たまねぎ	213						0,000円							0,000円
	レタス	214						0,000円							0,000円
	ばれいしょ	215						0,000円							0,000円
果実	みかん	216						0,000円							0,000円
	りんご	217						0,000円							0,000円

- 注： 1 単位未満は切り上げて記入してください。
 2 「年間仕入金額」には、翌決算期間に繰り越した商品は除き、前決算期間から繰り入れた商品は含めて記入してください。



4 ページの設問 2 へお進みください。

2 平成29年度の国産の生鮮青果物の仕入先別の仕入金額割合について

国産の生鮮青果物として、取り扱った品目について仕入先別の仕入金額割合を記入してください。

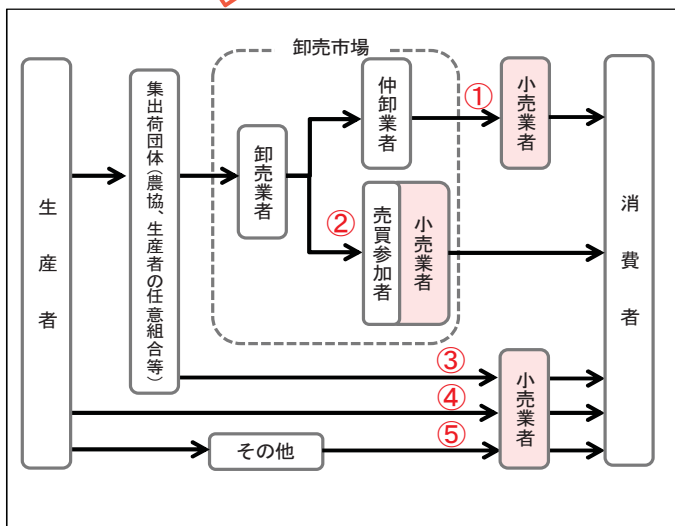
決算資料等において、仕入先別に仕入金額が分割されていない場合は、おおよその割合を記入してください。

品目名	仕入先別の仕入金額割合																				
	計	①卸売市場の仲卸業者	②卸売市場の卸売業者	③集出荷団体(農協、生産者の任意組合等)	④生産者	⑤その他(①~④以外)															
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)											
野	だいこん	301	100%																		
	にんじん	302	100%																		
	はくさい	303	100%																		
	キャベツ	304	100%																		
	ほうれんそう	305	100%																		
	ねぎ	306	100%																		
	なす	307	100%																		
	トマト	308	100%																		
	きゅうり	309	100%																		
	ピーマン	310	100%																		
菜	さといも	311	100%																		
	たまねぎ	312	100%																		
	レタス	313	100%																		
	ばれいしょ	314	100%																		
果実	みかん	315	100%																		
	りんご	316	100%																		

注:仕入先別の仕入金額割合は品目ごとの計が100%になるように記入してください。

【仕入先別のイメージ図】

【仕入先別の説明】



① 卸売市場の仲卸業者	卸売市場の仲卸業者から仕入れたものが該当します。 卸売市場の仲卸業者は、卸売業者から買った品物を、小売業者や飲食店などに販売する業者です。仲卸業者として卸売市場で営業するためには、開設者の許可が必要となります。
② 卸売市場の卸売業者	市場の開設者の承認を受けて、売買参加者として卸売業者から直接せり・相対取引によって仕入れたものが該当します。
③ 集出荷団体(農協、生産者の任意組合等)	農協や生産者の任意組合等から直接仕入れたものが該当します。
④ 生産者	契約栽培・直接取引等で、生産者から直接仕入れたものが該当します。 自社農場からの仕入れも含まれます。
⑤ その他	①~④以外から仕入れたものが該当します。 卸売市場以外の流通業者(中間事業者)等が含まれます。

調査は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒にて、調査票を返送してください。